

北塩原村木造住宅耐震診断者派遣事業の募集

村内に存する住宅の所有者が住宅の耐震診断を希望する場合、村が建築士等を派遣して耐震診断等を行うことにより住宅の地震に対する安全性の確保の向上を図り、震災に強い村づくりを推進しています。



自己負担 6,000円

申込期間 令和8年6月1日(月)～令和8年9月30日(水)まで

※なお、上限に達し次第受付を終了します。

対象住宅

①～⑤のすべてに該当するもの

- ① 村内に存する住宅。
- ② 工事の着手が昭和 56 年 5 月 31 日以前にされた戸建て住宅。
(併用住宅の場合、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの。)
- ③ 在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法による木造3階建て以下の住宅。
- ④ 別に定める重点的に対策が必要な地区等にある住宅。
- ⑤ 過去に当事業を受けていない住宅。

申込までの流れ

- ① 事前に建設課へご相談ください。
- ② 申込は、耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者です。
(共有住宅等の場合、共有者のうちから代表者1人を選任してください。)
- ③ 構造的に独立した棟毎で申し込みください。
- ④ 北塩原村木造住宅耐震診断者派遣申込書及び添付書類を提出してください。
【添付書類】 付近の見取り図、建築確認通知書の写し及び概略平面図

派遣までの流れ

- ① 村は審査し決定または不決定を行います。
- ② 申込者へ「北塩原村木造住宅耐震診断者派遣決定通知書」と納付書を通知します。
- ③ 申込者は納付書にて自己負担の 6,000 円を村へ納入してください。



診断の結果通知

- ① 村は申込者へ、耐震診断等の結果を「北塩原村木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断等結果通知書」により通知します。
- ② 村は耐震診断等の結果により、安全性確保のため、情報提供や助言等を行う場合があります。



在来軸組工法とは？

土台と柱、梁といった部材で構成された日本の伝統的な工法

伝統的工法とは？

金物を使わず、木組みの柔軟性を活かした工法

桝組壁工法とは？

木材でつくった桝に、構造用合板等を釘で打ち付けて、壁・床・屋根を形成する工法

お問合せ窓口

建設課

0241-23-3261

Email

kensetsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

北塩原村役場
ホームページ

